

## 第 3 回

# 総会議事録

日 時 令和2年9月14日（月）13時15分  
場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

# 総会委員名簿

令和2年7月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 敏嗣	
出	5	今野 智夫	
出	6	丹野 都弘	第3ブロック長
出	7	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	8	草苺 典美	運営委員
出	9	丸子 宏	編集委員
出	10	長澤 弘	農政委員会委員長、運営委員
出	11	鍵水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	編集委員
出	15	新関 さとみ	編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会副委員長、運営委員
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	運営委員
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	第1ブロック長、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

# 第3回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第5 議 事

議 第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第13号 農用地利用集積計画について

議 第14号 農用地利用配分計画案について

議 第15号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第5条の規定による許可について

(5) 運営委員会の結果について

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和2年10月13日（火）

次回の委員調査について 令和2年10月9日（金）

7 その他

8 閉 会

### 第3回総会議事録

(令和2年9月14日(月) 市庁舎 10階 委員会開催室)

出席委員 24名

欠席委員 0名

開 会 午後1時15分

事務局次長	<p>開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数24名、出席委員数24名、欠席者はありません。出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>議長は、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はございません。</p> <p>それでは、会長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議 長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、14番 小松 武 委員、15番 新関 さとみ 委員にお願いし、書記に小笠原 主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議 第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>議 第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。2ページの59号から3ページの67号までの9件です。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>59号について、農地の交換です。</p> <p>譲受人は農業をして50年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。登記簿上、所有権のある60号の農地を長年、取り違えて耕作してきたことから、このたび、交換するものです。</p> <p>60号について、農地の交換です。</p>

<p>議 長</p> <p>安 達 委 員</p>	<p>譲受人は農業をして50年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。</p> <p>61号について、農地の交換です。 譲受人は農業をして30年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。所有地の範囲を誤解したまま62号の農地を耕作してきたことから、このたび、分筆して交換するものです。</p> <p>62号について、農地の交換です。 譲受人は農業をして20年になる方で、現在、1人で農業に従事しております。</p> <p>63号について、生前部分贈与です。 譲受人は農業をして17年になる方で、現在、両親と3人で農業に従事しております。</p> <p>64号について、生前部分贈与です。 譲受人は農業をして14年になる方で、現在、父と2人で農業に従事しております。</p> <p>3ページをお願いします。</p> <p>65号について、規則第17条第2項の規定による下限面積の指定を受けた一体利用農地の買受です。委員調査案件となっております。</p> <p>66号について、所有権移転による経営拡張です。 譲受人は農業をして35年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。</p> <p>67号について、所有権移転による経営拡張です。 譲受人は農業をして40年になる方で、現在、夫と2人で農業に従事しております。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 65号案件について、1番 安達 委員から報告をお願いします。</p> <p>1番 安達です。 65号案件について報告します。 申請地は議案書記載のとおりです。 申請地は8月の総会において、施行規則第17条第2項による農地等の指定の承認を受けております。 譲受人について、農業従事日数が150日で本人のみ従事するということです。 使用目的ですが、家庭菜園ということで、キュウリ・ナス・カボチャ等を栽培するということです。 現在の営農状況ですが、自宅から離れたところに10aほどの家庭菜園を所有しています。 農業機械の所有状況ですが、耕運機・草刈機・背負い型動噴を所有</p>
---------------------------	--

	<p>しているということです。</p> <p>売却価格は、無償受贈ということですので、0です。</p> <p>通作距離は、自宅の隣ということで、0です。</p> <p>譲渡人は、平成26年の相続以来、申請地が遊休化していたので有効に利用して欲しくて譲受人に耕作をお願いしたということです。</p> <p>譲受人は、これから野菜を作付するわけですが、申請地への出入りや土の状態から野菜を作るのは大変だと思ったのですが、高瀬の推進委員の方が耕運の補助をしてくれるということでした。2、3回耕運すれば、畑として使える状態になると思いました。</p> <p>耕作については、3年3作を守っていただくようにお話ししました。本人は高齢なのですが、一緒に住んでいる息子さんが手伝ってくれるというお話を聞きました。</p> <p>また、建物を建てたり砂利を敷いたりして利用したい場合には、事務局に相談する必要があることをお話ししました。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断した次第です。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
阿 部 委 員	<p>7番 阿部です。</p> <p>事務局にお聞きしたいのですが、65号案件について、現況地目が田となっているのですが、どのように判断しているのですか。</p>
事 務 局	<p>登記地目・現況地目につきましては、資産税課と連携をしております。現在の課税上の評価及び現地の認定が現況地目の田でございます。</p> <p>現地を見ますと、畦畔等が保たれている状態で、遊休化しているというものの、灌木が生えたり、という様な極端な状況ではありません。十分田として復旧が可能な状況でございました。このことから、事務局でも、今後畑としてお使いになるという事ですが、現況は、水張りをしていないものの田の状況で、課税上も田と確認をとっております。</p>
阿 部 委 員	<p>人の目で確認するのが、現況地目という事でよろしいのですか。</p>
事 務 局	<p>税の方で課税にあたって、現地を確認して認定をしておりますので、目視で確認という事で捉えております。</p>
阿 部 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
工 藤 委 員	<p>59号・60号案件について、取り違えたということですが、何が原因で取り違えたのでしょうか。また、何でそれに気づいたのでしょうか。</p>

事務局	その点については、具体的な言及はいただいておりません。長年取り違えた事に気づいたもので、今回直したいという事でございました。長期に渡ると場合によっては、民法の適用等もあろうかと思いますが、今回は具体的な期間等の確認はしておりませんが、長期での取り違えということで、現地を使っているのだから、そのまま交換したいというお話のもとに、交換と記載させていただきました。
工藤委員	不整形な農地なのですか。
事務局	少々お待ちください。
鑑水委員	私が担当した案件です。土地は未整備です。 何でわかったかというのは、59号案件の譲渡人が北隣の土地を購入したのが発覚の原因です。調べて行ったら、60号案件の土地は自分の所有でなかったというところから発覚して、交換という形になりました。 そして、いつ頃から耕作していたのか、という話になったところ、先代の父親の時代からこのような状態で使用していたということでした。時効取得にするかという話をしたのですが、それよりも交換にしたら良いのではないのかという話になって、交換することになりました。
工藤委員	登記はなっていたわけですか。
鑑水委員	はい。
工藤委員	ありがとうございます。
議長	他にございませんか。
議長	無いようですのでお諮りします。
議長	議第10号について、許可することに異議ありませんか。  (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議長	次に進みます。 議第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお願いします。



議 第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。  
内容は、5 ページの 3 2 号から 6 ページの 3 8 号の 7 件です。

7 ページをご覧ください。

3 2 号について、場所は内表東で、建築条件付きの宅地分譲です。  
委員調査案件となっております。

8 ページをご覧ください。

3 3 号について、場所は落合町で、建築条件付きの宅地分譲です。  
委員調査案件となっております。

9 ページをご覧ください。

3 4 号について、場所は芳野で、山形国際交流プラザから南へ、約  
5 0 0 m に位置し、2 種農地と判断しております。

転用目的は、店舗の建築です。

譲受人は、申請地の近くにそば屋、ラーメン店等を経営しております  
が、新型コロナウイルスの影響を考え、新たにテイクアウト専門店  
の出店を計画し、複数の候補地を検討した結果、交通量が多く、飲食  
の需要が見込める地域にある、当該農地を譲り受け、店舗を建築しよ  
うとするものです。

1 0 ページをご覧ください。

3 5 号について、場所は鮎洗で、市立金井小学校から北西へ約 2. 3  
km に位置し、2 種農地と判断しております。

転用目的は、住宅敷地の拡張です。

譲受人は、現在の住まいで生活雑排水を浄化槽で処理していますが、  
このたび、下水道に接続するにあたって、建物の外側に配管するスペ  
ースを確保する必要があるため、住宅敷地を拡張しようとするものです。

1 1 ページをご覧ください。

3 6 号について、場所は古舘で、山形市老人福祉センター 大曾根さ  
わやか荘から北東へ約 2 2 0 m に位置し、1 種農地と判断してしま  
す。

転用目的は、一般住宅の建築です。

借人は、今年 4 月に自宅を全焼し、建て替えを計画しましたが、火災  
の経験から、隣接する建物から離して建築をしたいと考え、宅地に隣接  
する当該農地を父親から借り受け、住宅を建築しようとするものです。

1 2 ページをご覧ください。

3 7 号について、場所は沼木で、市立南沼原小学校から北西へ、約  
8 2 0 m に位置し、1 種農地と判断しております。

転用目的は、一般住宅の建築です。

譲受人は、現在、市内の共同住宅に親子 3 人で生活しておりますが、  
手狭となったことから、住宅を新築したいと考え、職場に近く、自身が希  
望する環境にある、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするも  
のです。

1 3 ページをご覧ください。

<p>議 長 高橋委員</p>	<p>38号について、場所は伊達城一丁目で、山形刑務所から南東へ、350mに位置し、2種農地と判断しております。        転用目的は、一般住宅の建築です。        譲受人は、現在、市内の共同住宅に親子3人で生活しておりますが、子供の成長とともに手狭となったことから、住宅を新築したいと考え、実家のある山形市北部で、自身が希望する環境にある、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。        32号案件について、3番 高橋 委員から報告をお願いします。</p> <p>3番 高橋です。        32号案件についてご説明を申し上げます。        申請人及び内容は記載のとおりです。        転用目的は、建築条件付き2区画の宅地分譲です。        譲受人は、西村山郡河北町で不動産業を営む個人事業主です。        申請地周辺は、商業施設等が多くある嶋地区に近く、利便性も良いことから、宅地分譲を計画すれば需要が見込めると判断し、用地を探していたところ当該地が見つかり申請に至っております。1種農地ではありますが基準は満たされており、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、本件は、建築を条件に宅地分譲を許可するものです。        具体的な位置ですが、申請地は国立病院機構山形病院から北西へ約500mの場所に位置し、土地改良事業が実施された農地であることから1種農地と判断しました。        被害防除対策ですが、汚水は公共下水道、生活雑排水も公共下水道、雨水は地下浸透、最上川中流土地改良区からの意見書があります。        その他ということで、土地取得費は[REDACTED]、坪当たり[REDACTED]、土地造成費は[REDACTED]、建築費は[REDACTED]になります。1棟[REDACTED]で販売する予定です。        なお、近隣に農地があるという事で、販売の際に消毒や草刈の騒音についても説明をして欲しいと、話しております。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断した次第です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長 安達委員</p>	<p>続いて、33号案件について、1番 安達 委員から報告をお願いします。</p> <p>1番 安達です。        申請人及び内容は記載のとおりです。        転用の目的なのですが、建築条件付き10区画の宅地分譲です。        譲受人は、不動産事業を営んでおり、落合地区で宅地分譲建築条件</p>

付き事業を計画していたところ、市街化区域に近接する当該地が見つかりました。閑静な場所であり、体育施設等も近くにあるなど、環境の良い場所にあるため申請に至りました。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、本件は、建築を条件に宅地分譲を許可するものとしたします。

具体的な申請位置なのですが、申請地は山形市総合スポーツセンターから南東へ約430mの場所に位置し、土地改良事業が実施された農地ではありますが、市街化区域に近接する農地であることから2種農地と判断しました。

被害防除対策なのですが、汚水は公共下水道、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透、東部土地改良区からの意見書があります。

その他ですが、土地取得費は[REDACTED]、坪当たりでは[REDACTED]ということです。土地造成費は[REDACTED]、建築費は[REDACTED]です。

また、1棟あたりの販売価格は[REDACTED]から[REDACTED]を見込んでいるのではないかと、という申請代理人の行政書士のお話しでした。

以上、調査の結果許可相当と判断した次第です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。

佐藤（幸）委員 34号案件について、売買価格はいくらですか。

事務局 売買価格は、総額で[REDACTED]という説明を受けております。㎡当たり[REDACTED]ということです。

議長 他にございませんか。

工藤委員 ㎡当たり[REDACTED]と言ったのですが、そんなに高いのですか。

議長 232㎡で[REDACTED]ということなので、計算をお願いしていいですか。

事務局 今計算しましたところ、大変失礼しました、㎡あたり[REDACTED]ということでございます。

議長 他にございませんか。

議長 無いようですのでお諮りします。  
議 第11号について、許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決します。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議 第 1 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書 1 4 ページをお願いします。 議 第 1 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてです。 内容は、1 5 ページの 2 3 号 1 件です。 1 5 ページをお願いします。 2 3 号について、農地法第 3 条による貸借の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。 当案件については、合意による解約が、引渡しの期限前 6 ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認しており、離作補償はありません。 農地法第 1 8 条第 1 項ただし書きの第 2 号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。議 第 1 2 号について、受理することに異議ありませんか。  (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第 1 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、受理することに決します。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議 第 1 3 号 農用地利用集積計画について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書 1 6 ページをお願いします。 議 第 1 3 号 農用地利用集積計画についてです。 このたびは、農地中間管理事業による借入れ分です。 1 7 ページをご覧下さい。 1. 利用権設定について、 (1) 地目別設定面積は、 田が 1 8 0, 6 9 1 m<sup>2</sup>、畑が 1 0, 9 3 1 m<sup>2</sup>、樹園地が 3, 0 4 9 m<sup>2</sup>、計 1 9 4, 6 7 1 m<sup>2</sup>です。</p>

	<p>(2) 作物別設定面積は、  稲作が72筆で161,248㎡、露地野菜が9筆で10,931㎡、  果樹が2筆で3,049㎡、その他の作物が13筆で19,433㎡  です。</p> <p>契約期間は、10年で96筆、194,671㎡となっております。</p> <p>内訳につきましては、18ページの1号から27ページの63号ま  での63件で、内容は記載のとおりです。</p> <p>農地中間管理事業による農用地利用集積計画の公告日につ  きましては、令和2年9月25日(金)を予定しております。</p> <p>以上、農用地利用集積計画については適正であると判断した  次第です。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
工 藤 委 員	利用権を設定した後の賃貸借の動きはどのような状況な のですか。
事 務 局	<p>農地中間管理事業の場合ですと、9月25日に利用集積の公  告がされますと、地主と農地中間管理機構である「公益財団法  人 やまがた農業支援センター」との契約が翌日から10年後の  令和12年11月30日までの期間となります。</p> <p>その後、市で利用配分計画を作成しまして、農業委員会の  意見を聞いたうえで、農地中間管理機構と借主との契約開始  に向けて11月上旬の公告を予定しております。現在の予定とし  ましては、11月6日に公告、機構と借主さんとの契約が11  月7日から11月末までに成立となる見通しでございます。</p> <p>農地中間管理事業の場合、農地中間管理機構の借入が一  旦されまして、借受希望者とのマッチングのうえ貸し借りが  成立するという二段構えの貸し借りになります。よろしくお  願ひします。</p>
工 藤 委 員	そのマッチングの成立状況について聞きたかったのですが。
事 務 局	次に農用地利用配分計画案の説明がございまして、現在の 所は、ほぼ100%成立するというように考えておいてよろし いと思います。
工 藤 委 員	ありがとうございました。
事 務 局	<p>なお、先程マッチングの話が出ましたが、マッチングにあ  たっては山形市農業振興協議会が農地中間管理機構から委託  を受ける形で受託したうえで、マッチングには山形農協・市  農協が受付や相談で関わります。場合によっては、支店長  と協力して農業委員・農地利用最適化推進委員が調整に入  るといふ事でございます。</p> <p>調整して作ったマッチング案について、年5回程受付が  ございまして、8月・9月・11月・1月・2月と5回程マ  ッチングに合わせて適切かどうかを審査したうえで、この  マッチング案を提示させていただ</p>

	<p>ている状況でございます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
工藤委員	<p>ありがとうございます。</p>
議 長	<p>「人・農地プラン」との関わりも出てきます。農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様は情報共有を密にしながら適正なマッチング活動をしていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。議 第13号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第13号 農用地利用集積計画について、原案のとおり意見を決定することに決します。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第14号 農用地利用配分計画案について、を上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の28ページをお願いします。</p> <p>議 第14号 農用地利用配分計画案についてです。</p> <p>29ページの農用地利用配分計画案の総括表をご覧ください。</p> <p>左側の上から、農用地利用配分計画案に係る借受け者数は31経営体、配分計画案に係る貸付け者数は63名となっております。</p> <p>地区別の内訳は、表のとおりとなっております。</p> <p>表の一番下になりますが、中間管理事業で貸付ける農地は、11地区で、計96筆、面積が194,671㎡、中間管理事業で借入れる面積と同面積の貸付となっております。</p> <p>右側の〈参考〉について、借受け希望申込者数は204経営体、貸付け希望申込者数は76名となっており、地区別の貸付希望申込み状況は表のとおりです。</p> <p>現在、13名の方、25,486㎡の農地が現時点で受け手とのマッチングがなされていない状況です。</p> <p>次に30ページから35ページの「農用地利用配分計画案」をご覧ください。</p> <p>この案は、8月6日に山形市農業振興協議会農地中間管理事業部会にて審議したマッチング案に基づき作成したものです。</p> <p>受け手については、人・農地プランに位置付けられた中心的経営体、</p>

	<p>円滑化事業からの切り替え、効率的経営が図れる経営体等を選定している状況です。</p> <p>次に、36ページをご覧ください。</p> <p>受け手変更分の「農用地利用配分計画案」総括表になります。</p> <p>農用地利用配分計画案に係る借受け者数が1経営体、配分計画案に係る貸付け者数が3名です。</p> <p>37ページの「農用地利用配分計画案」をご覧ください。</p> <p>受け手変更のあった農地の貸付者数3名の農地について、1経営体とマッチングをしております。</p> <p>変更のあった農地は、村木沢地区の11筆、9,603㎡です。</p> <p>村木沢地区の人・農地プランに位置付けられた中心的経営体に受け手を変更するものです。</p> <p>今後のスケジュールは、県による配分計画の認可が10月27日の予定で、11月6日に、機構と受け手との契約が成立することとなります。</p> <p>以上、「農用地利用配分計画案」については、適正であると判断した次第です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
高 橋 委 員	3番 高橋です。
事 務 局	29ページに総括表があります。まとまって書いてある地区とまとまっていない地区とバラバラなのですが、どうしてなのですか。
事 務 局	地区別の内訳は、「人・農地プラン」の地区別と一緒にになります。経営体のマッチングの際に、山形市で設定している「人・農地プラン」の数は各地区毎ではなく、楯山・山寺・高瀬が一括りの「人・農地プラン」、飯塚・榎沢が二つで一つの「人・農地プラン」に位置付けられまして、「人・農地プラン」の中に位置付けられているかどうかで、配分するかどうかの審査に入るケースがございますので、地区の割り振りはこのような表になっております。
議 長	他にございませんか。
議 長	無いようですのでお諮りします。
	議 第14号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議 第14号 農用地利用配分計画案について、原案のとおり意見を決定し、市長あて回答することに決めます。
議 長	次に進みます。

事務局	<p>議 第 1 5 号 農地法施行規則第 1 7 条第 2 項の規定に基づく農地等の指定について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p> <p>審議に入ってください前に、農業委員会必携が配布をされていますので、あらためて「農地法施行規則第 1 7 条第 2 項の規定による農地等の指定について」を説明してから、審議に入りたいと思います。</p> <p>(農業委員会必携に基づき説明)</p> <p>議案書 3 8 ページをご覧ください。</p> <p>議 第 1 5 号 農地法施行規則第 1 7 条第 2 項の規定に基づく農地等の指定について、3 9 ページの 4 号、1 件です。</p> <p>4 0 ページをご覧下さい。</p> <p>4 号について、場所は柏倉で、一体利用農地等による指定です。委員調査案件となっております。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>4 号案件について、3 番 高橋 委員から報告をお願いします。</p>
高橋委員	<p>3 番 高橋です。</p> <p>4 号案件についてご説明を申し上げます。</p> <p>申請地については議案書記載のとおりです。</p> <p>適用要件につきましては一体利用農地です。</p> <p>申請人は 3 条の許可を得て申請地を購入しております。</p> <p>4 0 ページをご覧ください。</p> <p>申請地と隣接する宅地部分は以前から所有する隣接宅地と共に貸家を建て賃貸借しております。</p> <p>申請地は、北、東側がそれぞれ貸家のある宅地に面し、西側から南側にかけては深さ 1 m ほどの水路に囲まれています。公道からの進入路はないため耕作不便な形状です。</p> <p>現在は北側宅地「1」にある貸家の借人が申出人の承諾を得て、一部を耕作しています。</p> <p>水路を隔てた西側「7」には 3 反歩余りの農地があるが遊休化しています。</p> <p>水路南側「6」には近隣住民所有の農地があるが、段差と水路があるため申請地への侵入も難しい状況です。</p> <p>この度、耕作している借人に、借家のある宅地と共に申請地を売却する話があり、申請に至っております。</p> <p>申請地の状況については、農用地区域外でありまして、宅地と一体的に利用しなければ、遊休化の恐れがある農地ということになります。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員の意見書も付いております。</p> <p>以上、調査の結果、農地法施行規則第 1 7 条第 2 項の規定に基づく設定区域として指定することが適当であると判断した次第です。ご審議よろしくお願ひします。</p>



議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。 議 第 1 5 号について、指定することに異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議 第 1 5 号 農地法施行規則第 1 7 条第 2 項の規定に基づく農地等の指定について、指定することに決めます。 これで議事を終了します。
議	長	次に、報告事項に入ります。 報告事項の ( 1 ) から ( 4 ) まで、事務局から報告願います。
事 務 局		続きまして、報告事項について説明いたします。 4 1 ページをお願いします。 報告事項 ( 1 )、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理につきましては、4 2 ページの 5 9 号から 5 0 ページの 7 1 号まで 1 3 件を受理しております。 次に、5 1 ページをお願いします。 報告事項 ( 2 )、農地法第 4 条届出書の受理につきましては、5 2 ページの 6 号から 8 号まで 3 件を受理しております。 次に、5 3 ページをお願いします。 報告事項 ( 3 )、農地法第 5 条届出書の受理につきましては、5 4 ページの 2 4 号から 2 8 号まで 5 件を受理しております。 次に、5 5 ページをお願いします。 報告事項 ( 4 ) の、農地法第 5 条の規定による許可につきましては、5 6 ページの 2 5 号から 5 9 ページの 1 9 号まで 1 4 件について許可書を交付しております。 事務局からは以上です。
議	長	次に、( 5 ) 運営委員会の結果について、遠藤 会長職務代理者から報告願います。  (運営委員会の結果について報告)
遠 藤 会 長 職 務 代 理 者		次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
議	長	次回の定例総会は、1 0 月 1 3 日火曜日に開催予定です。 委員調査については、調査日は、1 0 月 9 日金曜日の予定です。

事務局	調査委員については、4番井上委員と6番丹野委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	次に、7のその他について、何かございますか。
丸子委員	9番丸子です。 先程の農地の案件についての質問です。 一体利用農地で、水路があるため進入ができないという場合、委員会として畦畔込みの水路幅の基準があれば教えていただきたい。
事務局	現時点として、特段基準を設けていない状況にあります。 トラクターによる耕運が通常と思われるので、農業機械が実際に跨いで進入できるか、または急な傾斜等でそこを乗り越えられるかという事で判断をさせていただいております、具体的な数字については設定をしていない状況でございます。
丸子委員	それでは、結局水路があれば、歩いて渡れるとかコンクリートの蓋掛けをして進入できる場合でも、総会では進入できるという条件に値しないという事ですね。
事務局	判断としましては、遊休化の恐れがあるかというところが大きなところになってきますので、隣接農地の状況でありますとか隣接地の耕作者の意向というものが関係してくるかと思っております。 側溝をイメージして幅40・50cmですと、簡単に蓋掛けして渡れるわけです。この様な場合、一体利用かどうかというのは地元の委員また調査委員に最終的な判断をお願いするわけでございます。 ただ、周りの状況から考慮しまして、実際に進入しないであろうとか困難であろうという場合には、事務局の受付段階で、まず判断させていただいている状況であります。
丸子委員	その場の目視で状況判断をするという程度で、決まった基準はないという事ですね。 以前、最上川中流土地改良区の総代会で質問した時には2m程度の幅であれば橋をかけて侵入できるという事でした。
議長	一体利用するという事で、農地をいかにうまく活用できるかと、あげるからもらうという様なものではないので、その辺は農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの良識な判断をしていただくのが妥当かと私は考えるのですが、いかがですか。
事務局	是非、そのようにお願いしたいと思っております。 特に指定する農地については、狭小農地であったり不整形な農地がほとんどでございます。その点を考慮しながら、判断をしていただきたいと思っております。

議	長	<p>よろしくご了解をいただきたいと思います。 ご指導も併せてお願いしたいと思います。 よろしく申し上げます。</p>
遠藤 会長 職務代理人		<p>今のような案件の立会いをした事があったのですが、隣接する農地の方が側溝を埋めてでもそこを借りたいという事でした。 このように、周りの農地の所有者のご意見を推進委員の方から聞いていただいて、そういう意思がないのかをしっかりと聞いて判断するのが大事ななと思いました。</p>
議	長	<p>今いろいろな流れの中で、長期間うまく耕作してくれたから無償贈与するという話が中部の土地改良区の中でも出てきています。無償でお受けする方もいらっしゃいます。 東京にいらっしゃる方と山形にいらっしゃる方で土地を相続した場合、その土地についての考え方がかなり違うように思います。 皆さまも良いご指導をしていただきたいというように思います。</p>
議	長	<p>他にございますか。</p>
議	長	<p>何もないければ、これで第3回総会を閉会します。 貴重なご意見をいただきありがとうございますございました。</p> <p>(閉会午後2時40分)</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

.....

議事録署名委員

.....

議事録署名委員

.....